

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(六七七・湯沢保健所).....	1
県立自然公園の指定(六七八・自然保護課).....	1
県立自然公園の指定の一部改正(六七九、六八〇・自然保護課).....	2
県立自然公園の区域中特別地域の指定(六八一・自然保護課).....	3
県立自然公園の区域中特別地域の指定等(六八二・自然保護課).....	3
県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正(六八三・自然保護課).....	4
県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正(六八四・自然保護課).....	4
県立自然公園の特別地域内において車馬又は動力船の使用等を規制する区域の指定(六八五・自然保護課).....	4
道路区域の変更及び供用開始(六八六・道路環境課).....	5
道路区域の変更(六八七・道路環境課).....	5
平成十六年度砂利採取業務主任者試験の実施(六八八・河川課).....	6

## 告 示

秋田県告示第六百七十七号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	
所 在 地	
指 定 年 月 日	

秋田県告示第六百七十八号  
 秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第五条第一項の規定により、次のとおり秋田白神県立自然公園を指定し、平成十六年八月二十四日から施行する。  
 平成十六年八月二十四日

サン薬局

湯沢市表町三丁目一番一号

平成十六年八月一日

秋田県知事 寺田典城

位置	区 域	面 積
山本郡八森町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署一六四林班から一七三林班までの全部 (二) 字橋掛の全部 (三) 字雨降場、字上三十釜、字上山内、字鎌台道、字三十釜、字真瀬沢及び字本沢の各一部	三、二二〇ヘクタール
山本郡藤里町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署一〇〇九林班、一〇二二林班、一〇三八林班、一一四二林班から一一四四林班まで及び一一七四林班の全部並びに一〇一〇林班、一〇一三林班、一〇二〇林班から一〇三三林班まで、一〇二六林班、一〇二九林班、一〇三〇林班、一〇三三林班から一〇三七林班まで、一一三一一林班から一一四一林班まで、一一四六林班、一一四七林班及び一一六五林班の各一部 (二) 粕毛字西鹿瀬内及び藤琴字下湯の沢の全部 (三) 粕毛字岩台、字北鹿瀬内、字東鹿瀬内	二、三三五ヘクタール

計	山本郡峰浜村	及び字南鹿瀬内並びに藤琴字大落、字上坊中、字上湯の沢、字里栗、字早飛沢、字滝の沢、字突山下及び字藤琴沢の各一部	
	水沢字水沢山の一部		七四〇ヘクタール
			六、二七五ヘクタール

関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課、山本郡八森町役場、山本郡藤里町役場及び山本郡峰浜村役場に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第六百七十九号

きみまち坂藤里峡県立自然公園の指定(昭和三十九年秋田県告示第二百九十号)の一部を次のように改正し、平成十六年八月二十四日から施行する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

「第十条第一項」を「第五条第一項」に、「きみまち坂藤里峡県立自然公園」を「きみまち坂藤里峡県立自然公園」に改める。

位置	区	面積
山本郡二ツ井町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署二二〇一林班及び二二〇二林班の全部 (二) 大字加護山字加護山、大字小繫字川向、字中島及び字湯ノ沢並びに大字荷上場字市立、字五輪台、字立石及び字知行岩の全部 (三) 大字小繫字泉、字恋ノ沢及び字天神道上並びに大字荷上場字沢口、字下中島、字高岩川原、字町尻及び字柳生の各一部	五九九ヘクタール

「秋田県環境保健部自然保護課並びに」を「秋田県生活環境文化部自然保護課及び」に改め、「及び藤里町役場」を削る。

秋田県告示第六百八十号

八森岩館県立自然公園の指定(昭和三十九年秋田県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、平成十六年八月二十四日から施行する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

位置	区	面積
山本郡八森町	(一) 字粟坂台、字大嶽平、字大間、字雄嶋、字乙の水、字面の沢、字頭無、字上滝の沢、字倉の沢、字小母爺沢、字鶯の沢、字廿日長根及び字母爺山の全部 (二) 字家の上、字伊勢鉢台、字右館、字右館塚の台、字岩館向台、字鶯長根、字門の沢、字鹿の浦、字釜の上、字上頭無、字上嘉治助台、字木戸の沢、字キハタマ、字小入川家の上、字鴻の台、字御所の台、字山内、字山内台、字下樋渡、字白子沢、字城の沢、字滝の間、字館、字立石、字チコキ、字茶の沢、字塚の台、字椿、字椿台、字手取、字土井、字泊台、字長坂、字中嶋、字中浜、字苗代沢、字ノケソリ、字林の沢、字捨沢、字平沢、字松倉、字三沢、字水の目、字無仙、字茂浦、字物見、字諸沢下脇、字横間及び字和田表の各一部 (三) 海岸汀線より沖合一キロメートルの海面	二、一七九ヘクタール

「生活環境部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「縦覧」を「

縦覧」に改める。

秋田県告示第六百八十一号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十四条第一項及び第二十条第一項の規定により、秋田白神県立自然公園の区域内に、次のとおり特別地域及び集団施設地区を指定し、平成十六年八月二十四日から施行する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 特別地域

位置	区	面積
山本郡八森町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署一六四林班から一六八林班まで及び一七〇林班から一七三林班までの各一部 (二) 字橋掛の全部 (三) 字雨降場、字上三十釜、字上山内、字鎌台道、字三十釜、字真瀬沢及び字本沢の各一部	一、五七三ヘクタール
山本郡藤里町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署一四二林班及び一四四三林班の全部並びに一〇〇九林班、一〇一〇林班、一〇二二林班、一〇二三林班、一〇二〇林班から一〇二三林班まで、一〇二六林班、一〇二九林班、一〇三〇林班、一〇三三林班から一〇三八林班まで、一三三三林班から一三七七林班まで、一四〇林班、一四四林班、一四七林班、一六五林班及び一七四林班の各一部 (二) 粕毛字西鹿瀬内の全部 (三) 粕毛字岩合、字北鹿瀬内、字東鹿瀬内及び字南鹿瀬内並びに藤琴字大落、字早	一、七九三ヘクタール

飛沢、字滝の沢及び字藤琴沢の各一部

山本郡峰浜村	水沢字水沢山の一部	七四〇ヘクタール
計		四、一〇六ヘクタール

関係区域図は、秋田県生活環境文化庁自然保護課、山本郡八森町役場、山本郡藤里町役場及び山本郡峰浜村役場に備え置いて、縦覧に供する。

二 集団施設地区

名称	位置	区	域
素波里	山本郡藤里町	山本郡藤里町粕毛字南鹿瀬内の一部	

関係区域図は、秋田県生活環境文化庁自然保護課及び山本郡藤里町役場に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第六百八十二号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十四条第一項の規定により、きみまち阪県立自然公園の区域内に、次のとおり特別地域を指定し、平成十六年八月二十四日から施行する。

県立自然公園の区域中特別地域等の指定(昭和五十四年秋田県告示第三百五十一号)は、廃止する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

位置	区	域	面積
山本郡二ツ井町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代西部森林管理署二二〇一林班及び二二〇二林班の全部 (二) 大字加護山字加護山、大字小繫字川向並びに大字荷上場字市立、字五輪台、字立石及び字知行岩の全部		五四三ヘクタール

(三) 大字小繋字泉、字恋ノ沢、字天神道上、 字中島及び字湯ノ沢並びに大字荷上場字 沢口、字下中島、字高岩川原、字町尻及 び字柳生の各一部
--

関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課及び山本郡二ツ井町に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第六百八十三号

八森岩館県立自然公園の特別地域の指定(昭和五十九年秋田県告示第六十九号)の一部を次のように改正し、平成十六年八月二十四日から施行する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改める。  
表を次のように改める。

位置	区 域	面 積
山本郡八森町	(一) 字粟坂台、字大嶽平、字大間、字雄嶋、 字乙の水、字面の沢、字頭無、字上滝の 沢、字倉の沢、字小母爺沢、字高の沢、 字廿日長根及び字母爺山の全部 (二) 字篤長根、字鹿の浦、字上頭無、字上 嘉治助台、字木戸の沢、字キハタマ、字 鴻の台、字御所の台、字下樋渡、字白子 沢、字城の沢、字滝の間、字館、字チコ キ、字茶の沢、字塚の台、字椿、字椿台、 字手取、字土井、字泊台、字長坂、字中 嶋、字苗代沢、字松沢、字平沢、字松倉、 字三沢、字水の目、字無仙、字物見及び 字諸沢下脇の各一部	九三五ヘクタール

「生活環境部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「縦覧」を、「縦覧」に改める。

秋田県告示第六百八十四号 県立自然公園の区域中特別地域等の指定(昭和五十年秋田県告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成十六年八月二十四日から施行する。 平成十六年八月二十四日
--

「第十八条第一項及び第二十四条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「及び集  
団施設地区」を削る。

第一号(一)及び第二号(一)中「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化  
部自然保護課」に改める。  
第二号(二)を削る。

秋田県告示第六百八十五号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十五条第一項第十  
四号の規定により、森吉山県立自然公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を  
使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域を指定し、平成十六年十一月一  
日から施行する。

平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	位 置	区 域
森吉山	北秋田郡森吉町	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米 代東部森林管理署上小阿仁支署一〇三 三林班の全部並びに一〇三一林班、一 〇三二林班、一〇三四林班から一〇三 七林班まで、一〇四三林班、一〇四五 林班、一〇四九林班から一〇五一林班 までの各一部 (二) 森吉字前岳の全部
	北秋田郡阿仁町	東北森林管理局米代川森林計画区米代東 部森林管理署上小阿仁支署一〇〇三林班 から二〇〇七林班まで、二〇一〇林班、 二〇一三林班から二〇一五林班まで、二 〇一八林班及び二〇一九林班の各一部

関係区域図は、秋田県生活環境文化部自然保護課、北秋田郡森吉町役場及び北秋田郡阿仁町役場に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第六百八十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	比内田代線	北秋田郡比内町扇田字本田三四七番から大館市二井田字上出向二五九番まで	"	一〇・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・六三一
	比内田代線			一一・五〇〇～二五・〇〇〇	〇・六三一

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十六年八月二十四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した区間を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年八月二十四日から同年九月六日まで

秋田県告示第六百八十七号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで	四・〇〇〇～一六・〇〇〇	二・一〇四
	小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで	九・五〇〇～二〇・〇〇〇	〇・〇六七
	小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで	四・〇〇〇～二〇・〇〇〇	二・一〇四
	小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで	四・〇〇〇	〇・〇五四
	小安温泉椿川線	小安温泉椿川線	雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで	四・〇〇〇	〇・〇五四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年八月二十四日から同年九月六日まで

秋田県告示第六百八十八号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、次のとおり平成十六年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定に基づき、公告する。  
平成十六年八月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
  - (一) 日時 平成十六年十一月十二日(金)午前十時から正午まで
  - (二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎
- 二 試験科目
  - (一) 砂利の採取に関する法令
  - (二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基本的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 三 受験資格
  - 年齢、性別及び学歴を問わない。
- 四 受験申込みに必要な書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 履歴書(砂利採取業者の登録等に関する規則様式第十によるもの。)
  - (三) 写真(手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
- 五 受験願書用紙の交付
  - (一) 期間 平成十六年八月二十四日(火)から同年十月八日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (二) 場所 各地域振興局建設部
- 六 受験願書の受付

新 小安温泉椿川線

雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで

四・〇〇〇〜二・〇〇〇

二・一〇四

- (一) 期間 平成十六年九月九日(木)から同年十月八日(金)までの午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (二) 場所 各地域振興局建設部

七 受験手数料

額 七千六百円

八 合格者の発表

平成十六年十二月中旬に秋田県公報に登載するとともに、県庁正面及び各地方総合庁舎公告掲示板に掲示する。

九 試験結果の開示

- (一) 開示する項目 科目別得点及び総合得点
- (二) 開示請求の受付期間 合格発表の日から一か月以内の午前九時から午後五時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (三) 開示する場所 建設交通部河川課及び各地域振興局建設部
- 十 試験についての問い合わせ先 建設交通部河川課又は各地域振興局建設部

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年八月十日(第千五百九十六号)掲載の秋田県公安委員会告示第九十九号(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施)

七 下 十七 大 淵 宏 道 藤 井 明

発行者 秋 田 県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社